



輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会

「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」という団体をご存じでしょうか。

日本経済の成長のためには女性の活躍が欠かせません。女性の活躍を加速するために、組織のトップを務める男性リーダーが女性幹部育成研修や男性の育児休暇の取得促進といった取り組みを進め、その輪を社会的に影響力のある男性リーダーに広げていくことを目指している団体です。

日本では、組織のトップの大半を男性が占めているのが現実です。その男性リーダーたちが女性の活躍を率先して支えていくことは、他の組織にも大きな影響力があると考えられ、同会は、男性リーダーを対象として平成26年に発足しました。最初は6人の男性リーダーから始まりましたが、平成31年には賛同者が230人を超えたそうです。今後社会における女性の活躍を支えることを宣言する男性リーダーが増えていくことで、結果として女性が社会で活躍できる場がますます増えていくことになるのだと思います。



ただ、気になる点がないわけでもありません。同会の参加者が男性に絞られてしまうというのはいかがでしょうか。女性トップが発信することでの影響力もあると思います。女性が活躍するために男性に支えられることを前提とした社会の在り方を変えていくことが必要ではないでしょうか。「今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く、病人のような青白い顔の月である」平塚らいてうが雑誌『青鞥』発刊の辞で述べたように、男性が女性を照らす太陽となるのではなく、女性自身が自ら輝くことを今後意識できるようにするのいいと思います。なぜなら同著には「元始、女性は実に太陽であった」と述べられているのですから。

〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

消費生活のお話

生活環境課 (内線172)

返品についての考え方

「返品」について考える場合、前提として契約が成立している必要があります。いったん契約が成立すると、自己の都合で一方的に契約の解除をすることができません。「返品」は契約の解除を求めることです。お店で商品を購入し、「やっぱりいりません。返品したいです。」は原則できません。お店によっては受け入れてくれることもあります。それはあくまでもお店のサービスであり、強要することはできず、断られても仕方ありません。

通信販売の場合は、広告に「返品」について説明を記載する必要があると法律で決められています。消費者は、その記載内容に合意し購入していると考えられるため、返品はその記載内容に従う必要があります。「やっぱりいりません」という自己都合の返品ができるかどうか、購入する前に返品についての説明を必ず確認しましょう。

ネット通販の場合、返品についての説明は「特定商取引法に関する表記」に書かれています。

消費生活相談窓口

場所 市役所1階 生活環境課
日時 月～金曜日・午前9時～午後4時 (予約優先)
※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

